

令和３年度 第９回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律21条第１項による

２．日 時 令和３年12月９日 午前９時00分

３．場 所 ろくじ館 研修室

４．議 題 議案第28号 農地法第３条許可申請書審議について
議案第29号 農地法第５条許可申請書審議について
議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定
について（諮問）

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番 山内 亮一	２番 長野 和代	４番 松本 茂
５番 平井 豪	７番 清住 昇	８番 佐藤 礼治
９番 福永 浩紀	10番 岡本 篤幸	11番 五嶋 靖
13番 島津 和徳	14番 本田 廣正	

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	井上 良治	田上 安幸
河嶋 隆雄	本田 忠文	志垣 保博
伊佐 浩二	坂本 秀孝	坂本 導成
緒方 寛二		

７．欠席委員

中村 幸信	奥名 政成	中村 峯子
-------	-------	-------

最適化推進委員

上村 敦之

８．議事録署名人

13番 島津 和徳
14番 本田 廣正

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲、今村 優香、川端 勵志

会 議

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事

事務局長 皆さん、おはようございます。

ちょっと定刻過ぎましたけれども、ただいまから総会を始めたいと思います。先ずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は10名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。それでは、ただいまから令和3年度第9回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。まずは会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶

事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 はい。本日は。はい、分かりました。中村峯子さん今日は欠席でございますので、14番委員のですね、本田廣正さんと、それから13番委員の島津委員をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 はい。それでは議案審議に入ります。議案第28号「農地法第3条許可申請書審議」についてを議題とします。それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、1ページをお願いいたします。議案第28号「農地法第3条許可申請書審議」について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。令和3年12月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい。ありがとうございました。それでは、審議に入ります。2ページをお願いします。番号1番について、山内委員がちょうど欠席でございますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、事務局から説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を讀み上げ)

以上です。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは説明いたします。３ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが乙女橋、県道宇土甲佐線、こちらは津志田河川自然公園となります。申請土地の位置は津志田河川自然公園から南西に約440メートル、津志田の宮下にあります。場所の説明は以上です。

会 長 はい。ありがとうございます。続きまして、事務局から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

事務局 はい。今回の申請は、申請人が高齢で耕作できないため、相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地に米の作付を計画されています。農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が7,807平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っていますので、９番委員の福永委員から説明をお願いします。

９ 番 はい。９番委員の福永です。先月の11月26日に会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字津志田字宮下にある田１筆です。申請地には、米の作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。

会 長 はい。ただいま、９番委員の福永委員から現地調査の報告。また、事務局から農地法第３条第２項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

御意見はございませんね。なければですね、採決を行ないます。許可することに賛成する方は挙手願います。

（挙手の確認）

はい、ありがとうございます。全員賛成と認めます。番号１については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号２番について審議したいと思います。７番委員の清住委員から説

明をお願いします。

7 番 はい。7番委員の清住です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 はい。ありがとうございました。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。それでは、説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。こちらが県道嘉島甲佐線、こちらにダイハツがございます。申請地はダイハツから西に480メートルから930メートル、吉田の吉田第2に2筆と吉田第3に1筆あります。場所の説明は以上で終わります。

会 長 はい。ありがとうございました。続きまして、7番委員の清住委員から、農地の耕作賃借権設定(3年)について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

7 番 はい。7番委員の清住です。今回の申請は、利用権設定の期間満了に伴う再設定の案件ですが、相手方が担い手要件を満たさないため、新たに農地法第3条に申請することになりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地に米の栽培を計画されています。農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が16,213平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っていますので、11番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

11 番 はい。11番委員の五嶋です。先月の11月26日に会長、福永委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字吉田字吉田第2にある田2筆と、吉田第3にある田1筆です。申請地には、米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。

会 長 はい。ただいま、11番委員の五嶋委員から現地調査の報告。また、7番委員の清住委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。はい。佐藤委員、どうぞ。

8 番 先ほど、その賃借権設定条件に合わなかったためについてというような説明がありましたが、そこについて、もうちょっと詳しくお願いします。

会 長 はい。事務局、どうぞ。

事務局 今までは、利用権設定、ピンク色の紙の契約なんですけども、基盤強化法による契約なんですけども、要件がゆるくってですね、認定農業者だったり、担い手さんじゃなくても契約を締結してたんですけども、今回、要件がちょっと厳しくなってですね、基盤強化法に基づく利用権設定を利用できる方は担い手、又は認定農業者の方、耕作者がですね、でないと利用できなくなったため、今回更新できなくて、また3条申請を改めて貸し借りの契約を入れることになりました。以上です。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

8 番 その政策でしょうけども、ですね、作る方がだんだん減ってる中、なんか、そういうところがちょっと、疑問に思うところあるんですけども、それが決まっとるならしょんなかことだけん。

会 長 なんか、事務局、追加であれば。はい。

事務局 そうですね、今、私もそう思いますけども、今、法制度的にはそうなっております。で、あと話、人・農地プランって、今ありますけども、その中に掲載して、村のほうで掲載していただくと、この基盤強化のほうの契約ができるというふうにしておりますので、もうなるだけですね、今後はもう皆さん会議に出られると思いますんで、載せるようなかたち、担い手として登録をしていただくようなかたちをしていただくと、簡単に借り入れる、貸し借りができるのかなというふうに思います。

8 番 じゃあ、そういうところに新規設定ってごたつとは、ですたい。ある程度ですね、してもろたほうがよかと、ただ、その話ばっか聞くとしゃがなますます減る部分があつとじゃなかですか。

事務局 ですね。一応、その担当している経営係のほうにはそういうふうにはお願いしておりますし、農業委員さんたちもそういったものをどんどん発出していただきたいと思います。載せるようにですね。

会 長 はい。山内委員。

1 番 3条申請の審査表があつとですけど、これにはなんもそれは書くところがなかつですね。今、質問の、その認定農家とか、耕作しよるとか。

事務局長 いやですね、3条申請の場合は、そういう要件はまったくなかけん貸し借りはできます。ただ基盤強化法の場合は、この法律についてはもう担い手にやっぱり集積するという法律になってるんで、やっぱ借り手の要件っていうのが、もう完全に今か

ら先の担い手の方、それとか認定農業者っていうふうに限られてきます。で、今回の場合はこの借主の方が、その担い手でも認定農業者でもなかったと。っていうところで、今まで基盤強化法だけで登記簿とか付けんでよくて、契約ができよかったのが、それがやっぱりできなくなって、今度3条のほうでこの申請をされたというかたちになります。

1 番 3条はよかったですか。

事務局長 3条はオッケーです。ただ3条ですと登記簿謄本取ったりとか、いろいろ手間がかかるんで、なかなか煩雑にはなっとですよ。

1 番 3条申請はよか。

事務局長 はい、そうです。

1 番 いや、でないと、ほかにもなんかそういう人が出てくるけん。

事務局長 だけん、先ほどの佐藤委員の話の中で、人・農地プランでのその担い手の位置付けっていうのを、その地区地区で話し合いをして、そこで担い手を誰にするかっていうことで、将来その、例えば仁田子の農地を誰に、誰が作っていくのかっていう話し合いになるので、なかなかその場で、全然、その担い手じゃない、ただ自宅でちょこちょこしよんなはる人は担い手として今から入れようかっていう話になるのかなっていうのも、クエスチョンではあつとですよ。だけん、あくまでもその法律の作りが担い手の方が農地を守っていくために、もう簡単に借り入れるようにしようっていう法律なもんでですね、だけんどうしても3条のほうになってしまうのも致し方ないのかなっていうような気はします。おっしゃる意味は分かります。もちろん。

1 番 でも3条もなんか一緒にごたる感じもすっですけどね。結局、耕作もしよんなはらん、貸しとって、なんもしよんなはらんばってん、畑は荒れとって農地は規模拡大で登録しよんなと、ちょっと矛盾しとつともあるですたいね。

事務局長 なかなかですね、そのところ確かにあるっていうふうに思います。

1 番 そうでないと土地が動かんっていうところもあつですけど。

7 番 私からちょっといいですか。佐藤委員が言われるようなことも、もう出てくつと思うとですよ。ある程度●●君にしても、ニラ植えたりなんかしてしてるけれども、今、人・農地プランの中にこう明記されてないと、今後はやっぱりそのへんのこと各地区の中でやっぱり認定しながらですたい、役場に上げて、認定してもらえようなかたちを今後していった、担い手をやっぱり、地域とか安心して栽培できるようなことやっていかんといかんなど。

事務局長 人・農地プランについてはもういつでも、その更新っていうか、変更はできますので。

会 長 やっぱ、それに位置付けていけば、簡単に。

事務局長 だけん、そういうので、そのお話があれば、うちの経営係のほうに言っていただければもう、すぐにまた、そこでまた話合いの場をもって、そこでプランの更新っていうのをできますので、そこについてはもうできるということで、よろしくお願いします。

会 長 はい。大体お分かりになったと思います。ほかに何か御意見ございませんか。ほかにはないようでございます。それでは、案件に賛成される方は挙手をお願いします。
(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号2については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号3について審議したいと思います。7番委員の清住委員から説明をお願いします。

7 番 はい。7番委員の清住です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらが木村のあられさん、こちらがネッツトヨタさん、こちらが日立物流さんになります。申請土地の位置は、こちらの地図で赤で塗りつぶした部分になりますが、白旗に合計8筆点在しております。場所の説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、7番委員の清住委員から、農地の耕作賃借権設定（5年）について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

7 番 はい。7番委員の清住です。今回の申請も番号2番と同様、利用権設定の期間満了に伴う再設定の案件ですが、相手方が担い手要件を満たさないため、新たに農地法第3条に申請することになりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地には米の栽培を計画されていきます。農地を効率的に利用することに、なんら問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が28,172平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っていますので、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

9 番 はい。9番委員の福永です。先月の11月26日に会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字白旗字村下にある田2筆と、小中尾にある田2筆、沼間口にある田3筆、元白旗第一にある田1筆です。申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。

会 長 はい。ただいま、9番委員の福永委員から現地調査の報告。また、7番委員の清住委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。はい。それでは、意見もないようでございます。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号3については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。1番委員の山内委員から説明をお願いします。

1 番 はい。1番委員の山内です。説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。説明いたします。6ページに地図を添付しておりますが前のスクリーンで説明します。こちらが乙女橋です。こちらが県道宇土甲佐線です。申請土地は津志田河川自然公園から南に約740メートル、津志田の蓮池にあります。説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、1番委員の山内委員から、農地の所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

1 番 はい。1番委員の山内です。今回の申請は、申請人が町外に住んでおられ耕作ができないため、相手方に農地の売買について相談し、了承を得られたので今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地に野菜の作付を計画されています。農地を効率的に利用することに、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が6,499平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っています。11番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

11 番 はい。11番委員の五嶋です。先月の11月26日に会長、福永委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字津志田字蓮池にある畑1筆です。申請地には、野菜の作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい。ありがとうございました。ただいま、11番委員の五嶋委員から現地調査の報告。また、1番委員の山内委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。発言ございませんか。はい。意見もないようでございます。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号4番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号5番について審議したいと思います。13番委員の島津委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の島津です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい、説明いたします。7ページに地図を添付しておりますが前のスクリーンで説明します。まず、こちらが国道443号線で、こちらに甲佐小学校がございます。申請地は西寒野に1筆と豊内に13筆点在しております。場所の説明は以上で終わります。

会 長 はい。続きまして、13番委員の島津委員から、農地の所有権移転(無償)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

- 13 番 13番委員の島津です。今回の申請は、申請人が長男である相手方に農地を贈与する案件です。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
- ①については、取得する土地に小作契約はありません。
- ②については、トラクター等を所有しており、申請地には米と野菜の作付を計画されています。農地を効率的に利用することに、問題ないと思われます。
- ③については、該当しません。
- ④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後、農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。
- ⑤については、取得後の耕作面積が7,846平米で下限面積をクリアします。
- ⑥については、該当しません。
- ⑦については、問題ないと思われます。
- 以上、説明を終わります。
- 会 長 はい。現地調査を行ってありますので、9番委員の福永委員から説明をお願いします。
- 9 番 はい。9番委員の福永です。先月の11月26日に会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字西寒野にある畑1筆と、豊内にある田7筆と畑6筆です。申請地には、米と野菜の作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。
- 会 長 はい。ただいま、9番委員の福永委員から現地調査の報告。また、13番委員の島津委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
- (ありませんという声あり)
- はい。それでは、意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。
- (挙手の確認)
- はい。全員賛成と認めます。番号5番については、原案どおり決定をすることに決定いたします。
- 続きまして、番号6番について審議したいと思います。14番委員の本田委員から説明をお願いします。
- 14 番 はい。14番委員の本田です。では、説明いたします。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会 長 はい。それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。説明いたします。８ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道御船甲佐線、こちらが県道今吉野甲佐線、こちらに宇城鉄筋がございます。申請地は県道御船甲佐線と県道今吉野甲佐線の交差点から北に約540メートル、田口の大原に２筆あります。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、14番委員の本田委員から、農地の耕作賃借権設定（５年）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

14 番 はい。14番委員の本田です。今回の申請は、申請人法人代表者が個人で農業をされてましたが、経営規模拡大のために新たに法人を立ち上げられ、それに伴い個人で借りた農地を法人で借り受けなおす案件です。それでは、申請された内容を農地法に照らし問題ないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地にニンニク・レタス・白菜の作付を計画されています。農地を効率的に利用することにより、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないかと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が6,158平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないかと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、11番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

11 番 はい。11番委員の五嶋です。先月の11月26日に会長、福永委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字田口字大原にある畑２筆です。申請地には、ニンニク・レタス・白菜の作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。

会 長 はい。ありがとうございました。ただいま、11番委員の五嶋委員から現地調査の報告。また、14番委員の本田委員から、農地法第３条第２項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

はい、どうぞ。

推進委員 これ、この案件の前、何年か前、なんかこう、オリーブかなんか植えるっていうか、かたちでなんか賃借のあったような気がすつとばってんが、その点、どうかなあと。

会 長 事務局。

事務局 ですね、先ほど説明でもありましたとおり、この、今、譲受人の代表者の方が借り

られました。で、今度会社を立ち上げられたので、一回解約をされて、また新たに借りられるっていうことになります。

推進員 分かりました。

会 長 よろしいですか。個人から法人に。よろしいですか。

推進員 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。ほかにはないようでございます。それでは、採決を行ないます。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号6番については、原案どおり許可することに決定いたします。

はい。それでは続きまして、議案第29号「農地法第5条許可申請書審議」についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、9ページをお願いいたします。議案第29号「農地法第5条許可申請書審議」について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和3年12月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、10ページをお願いします。議案第29号「農地法第5条許可申請書審議調書」の番号1についてを審議したいと思います。それでは、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 はい。2番委員の長野です。それでは、番号1について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 はい。続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、説明申し上げたいと思います。地図につきましては、お手元の資料の11ページに載せておりますけども、前のほうのスクリーンのほうで御説明させていただきたいと思います。左上から左、九州自動車でございます。こちらが県道の小川嘉島線です。申請地につきましては府領の集落内にあります、この赤で示したところでございます。場所については以上でございます。

会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、2番委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 はい。2番委員の長野です。それでは説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を無償で譲り受け、自身の経営する建設会社の資材置場として利用するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容

を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落内にある公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると思われます。このことにより、例外的に転用は可能と思われます。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、「無償で譲り受け、現状のまま利用する」とされているため、事業の実現性については問題ありません。

④については、「現状のまま利用する」とされており、土砂の流失や、隣接する農地に支障を及ぼす恐れはありません。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っていますので、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

9 番 はい。9番委員の福永です。先月の11月26日に会長、五嶋委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、大字府領字居屋敷にある農地で、農地の状況としては、集落内にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。今回の転用申請では、現状のまま利用するとされており、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。

会 長 はい。ただいま、9番委員の福永委員から現地調査の報告。また、2番委員の長野委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないとの説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。はい。それでは、意見がないようであります。採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当該農業委員会としましては「許可相当」の意見を付けて県のほうへ送付します。

はい。それでは、続きまして議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」を議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは12ページをお願いいたします。議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるもの

でございます。令和3年12月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。次の13ページをお願いいたします。甲農第1368号、甲佐町農業委員会会長 岡本篤幸様、甲佐町長 奥名克美。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」（諮問）。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について。第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。次の14ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和3年度第9回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。賃借権の再設定について、3年の田が8筆の11,920平米、3年の畑が1筆の1,220平米、6年の田が2筆の5,134平米、10年の田が3筆の1,645平米、10年の畑が1筆の247平米となります。賃借権の新規について、3年の田が5筆の6,119平米、5年の畑が3筆の2,771平米、6年の田が2筆の5,795平米、10年の田が3筆の3,760平米、10年の畑が1筆の1,446平米となります。使用賃借権の再設定について、3年の畑が1筆の773平米となります。使用賃借権の新規について、3年の田が1筆の536平米、10年の畑が2筆の1,277平米となります。このため、今回の利用権設定の合計は、田が24筆の34,909平米、畑が9筆の7,734平米となります。その他、所有権移転については、田が6筆の5,572平米となります。委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。以上となります。

会 長 はい。それでは、15ページをお願いします。はい。議案第30号「農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画」についてを審議します。番号1番について、この案件の相手方（譲受人）は、農地利用最適化推進委員の坂本秀孝委員が役員を務めます法人です。農業委員会等に関する法律等の第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限に該当するため、議案が終了するまで退席をお願いします。（坂本秀孝委員の退席確認後）

はい。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

申請地の位置について、18ページに記載しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが県道御船甲佐線、こちらが県道宇土甲佐線、こちらに森川健康堂さんがございます。申請地は県道御船甲佐線と県道宇土甲佐線の交差点から南に約70メートル、田口の福満にあります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は認定農業者で、田口集落で農業を頑張っておられ、主に米、大豆の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画され

ており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

14 番 発言というか確認なんです。

会 長 はい、どうぞ。

14 番 これはね、この代表者が借りてたんですよね。で、この代表者っていうのは個人のあれもしてるんですよね、認定農業者を。で、認定農業者っていうのは、土地の面積を減らしてもよろしいんですかっていう質問です。

事務局長 基本的に言いますと、認定農業者でなんで認定されるかっていうと、認定農業者の方が5年間の経営の計画を立てられる。その中でだんだん規模を拡大していくっていう計画になります。で、もちろん作付のその、例えば施設園芸だったり土地利用型で土地面積がもちろん減ることもあるかもしれませんが、基本的には経営規模を拡大していくっていう計画に。

14 番 なってますよね。

事務局長 はい。

14 番 だから、おそらく個人で作るとは思うんですけども、要するに認定、こっちの法人じゃなくて認定農業者としてどうでしょうかっていう質問です。

事務局長 認定農業者に関しましては5年間の期間がありますので、次の更新のときに、その実際の実績等々について、それと5年で切り替えのときに、今後また5年間どうやっていくのかっていうのをします。そこで検証してきますので、その段階で要件に合致しないようなことであれば、次の認定が受けられないっていうことになります。

14 番 はい。分かりました。

会 長 本田委員、よろしいですか。

14 番 いろいろ複雑な問題があるものですから。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。はい。ほかには質問もないようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。坂本委員の入室を認めます。

(坂本秀孝委員の入室確認後)

はい。続きまして、番号2番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置についてですが、19ページに記載しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらに日立物流さんがございます。申請地は日立物流さんから北西に約470メートル、芝原の芝原第2に2筆あります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号2番の相手方は認定農業者で、芝原集落で農業を頑張っておられ、主に米、ニラ、大豆、麦の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。はい。質問もないようでございます。それでは原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり承認いたします。続きまして、番号3番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置について、20ページに記載しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。こちらが国道443号線です。こちらが緑川団地、こちらに悠星会館がございます。申請地の位置は悠星会館から東に150メートルのところに3筆と、あと悠星会館から北東に約320メートルのところに1筆あります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号3番の相手方は浅井集落の中心経営体として農業を頑張っておられ、主に米、WC S、なたねの作付をされています。今回の申請地にはWC Sの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。

推進員 面積が2,556平米じゃなかろかと思えますけども、いかがでしょうか。

会 長 至急調べて。

事務局 全然違うです。すみません。

7 番 4676。

会 長 4676てよ。

事務局 4,676平米に、すみません、訂正をお願いいたします。

会 長 すみません。4676だそうですが、訂正方お願いします。はい。ほかに何か御意見ございませんか。はい。ほかには質問もないようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手の確認)

はい。ありがとうございました。全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4番から6番は譲受人が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件の相手方（譲受人）は、農地利用最適化推進委員の坂本秀孝委員の親族です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(坂本秀孝委員の退席確認後)

はい。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置の説明について、21ページに記載しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道御船甲佐線、こちらが県道宇土甲佐線、こちらにYKKさんがございます。申請地は津志田に1筆と田口に3筆、点在しております。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号4番から番号6番の相手方は認定新規就農者で、田口集落で農業を頑張っておられ、主に米、大豆、野菜の作付をされています。今回の申請地にも米、大豆、野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。よろしいですか。何か。はい、どうぞ。

1 番 4番の津志田の五反田なんですけども、ここに出てきてるんで利用権設定は当然なかつでしょうね。なんか違う人が作りよったけんですね。

会 長 事務局、よろしいですか。4番か。これ、利用権設定がほかでやってるのではないかというような質問です。はい。

事務局 受け付ける際に、貸し借りの有無については確認しておりまして、契約が入っている場合は解約をしていただいておりますので、現時点での契約は入っておりません。以上で説明を終わります。

1 番 出てきとるけん、そやんだろうと思いますけど、耕作者が別に前おらしたけんですね。オクラなんかずっと植えてしとよらしたけんね。

会 長 ほかに何かございませんか。はい。本田委員、どうぞ。

14 番 ここにもね、5 番のやつだけど、本人の耕作面積がおかしいと思いますけど。

会 長 3,018ですか？

14 番 うん。

事務局 そうですね。

14 番 これはおかしい。この前いろいろあって、5 反以上に規制あったからしとらんのかな。

会 長 事務局、何か。

事務局長 今年になって、3 条かなんかで借りられて、5 反要件クリアしたんじゃないかな。

14 番 名義変更のために。

事務局 5 番の人。

14 番 はい。

会 長 5 番の面積がおかしいんじゃないかっていう質問です。

事務局長 じゃあ、すみません、ちょっとあとで調べて、解答いたします。

会 長 よろしいですか、本田委員。あとで、調べてから。

14 番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。はい。それでは、ほかには意見もないようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号 4 番から 6 番については、原案のとおり承認いたします。坂本委員の入室を認めます。

(坂本秀孝委員の入室確認後)

はい。続きまして、番号 7 番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置について説明いたします。22 ページに記載しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが国道 443 号線、こちらが甲佐高校になります。申請地は甲佐高校のすぐ北側のこちらになります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号 7 番の相手方は認定新規就農者で、大町集落で農業を頑張っておられ、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。はい。それでは、質問もないようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号7番については、原案のとおり承認いたします。続きまして、番号8番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置について説明いたします。23ページに記載しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが国道443号線、こちらが日和瀬橋、こちらに甲佐小学校がございます。申請地は甲佐小学校から南東に約550メートル、豊内の五反田にあります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号8番の相手方は認定農業者で、上豊内集落で農業を頑張っておられ、主に花き、米、ニラの作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。それでは、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号8番については、原案のとおり決定をいたします。続きまして、16ページをお願いします。番号9番について審議したいと思います。この案件は、熊本県農業公社を通じての賃借ですが、この案件の相手方（譲受人）は、農地利用最適化推進委員の田上委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(田上委員の退席確認後)

はい。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。24ページに地図を添付しておりま

すが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが国道443号線、こちらが安津橋、県道今吉野甲佐線です。こちらに星の川団地がございます。申請地は星の川団地から南西に約520メートル、こちらの船津の南原にあります。次に、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定農業者で、横田集落で農業を頑張っておられます。主に酪農をされています。今回の申請地には飼料作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

事務局 会長、すいません。

会 長 はい。はい、どうぞ。

事務局 すいません。16ページのですね、相手方（譲受人）の年齢なんですけども、66と記載しておりますけども、36の間違いですので、すみませんが訂正をお願いいたします。

会 長 はい。36歳に訂正してください。年齢です。

はい。今、事務局から番号9番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。はい。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手の確認）

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号9番については原案のとおり承認いたします。田上委員の入室を認めます。

（田上委員の入室確認後）

はい。続きまして、番号10番から番号12番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通じての賃借です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明をいたします。25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず、こちらが九州自動車、こちらが緑川パーキングエリア、こちらが県道小川嘉島線です。申請地は緑川パーキングエリアから南に約570メートル、府領の南原に3筆あります。続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は御船町の認定農業者ですが、甲佐町でも農業を頑張っておられます。主に米、野菜の作付をされています。申請地には野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号10番から番号12番について説明がありました。こ

れより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。
はい。意見もないようです。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号10番から番号12番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、17ページをお願いします。番号13番について審議したいと思います。
この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。この案件の所有権を受ける者は、農地利用最適化推進委員の緒方寛二委員です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(緒方委員の退席確認後)

はい。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが国道443号線です。こちらが甲佐大橋になります。申請地は国道443号線と甲佐大橋の登り口の交差点から北に約500メートル、早川の前田にあります。最後に、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定農業者で、早川集落で農業を頑張っておられます。主に米、麦、大豆の作付をされています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長

はい。ただいま、事務局から番号13番について説明がありました。それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、どうぞ。

4 番

26ページで説明されたっでしょ、地図は。

事務局

26ページなんですけど、すみません、26ページが地図の田の327平米の部分しか塗りつぶしてないんですけども、ここの上の農地と合筆してですね、すみません、面積が3,235平米に変更になってます。すみません。

4 番

だけん面積が違うとたいね。分かりました。

会 長

よろしいですか。

4 番

はい、はい。

会 長

ほかに何か御意見ございませんか。それでは、ほかにはないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号13番については原案のとおり承認をいたします。
緒方委員の入室を認めます。

(緒方委員の入室確認後)

はい。続きまして、番号14番と15番について審議したいと思います。この案件は、
農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本
県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。それでは、事務局から説
明をお願いします。

事務局

はい、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。27ページと28ページに地図を添付
しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。まず27ページについてですが、
こちらが県道三本松甲佐線、こちらに甲佐神社、こちらに上揚団地がございます。
申請地は上揚の山下に2筆と宮上に1筆ございます。続きまして、28ページについ
て説明いたします。まず、こちらが国道443号線です。こちらに甲佐小学校ござい
ます。申請地は甲佐小学校から東に約150メートル、豊内の五反田に1筆と、同じく
甲佐小学校から北東に約370メートル、豊内の塘ノ内に1筆ございます。以上で説明
を終わります。

会 長

はい。ただいま、事務局から番号14番と15番について説明がありました。これより
質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ございませんか。はい。
特にないですね。それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定する
ことに賛成の方は挙手願います。

(挙手の確認)

はい。全員賛成と認めます。番号14番と番号15番については原案のとおり承認をい
たします。

これで本日用意をいたしました議題、3本とも全部終わりました。あと、その他に
入ります前に終了をいたします。

事務局

はい。それでは、これを持ちまして第9回定例農業委員会総会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

13 番

14 番